

市第33号議案

横浜市地区センター条例等の一部改正

横浜市地区センター条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市地区センター条例等の一部を改正する条例

（横浜市地区センター条例の一部改正）

第 1 条 横浜市地区センター条例（昭和48年 6 月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の表中

横浜市上大岡コミュニティハウス
-----------------

を

横浜市上大岡コミュニティハウス
横浜市上永谷駅前コミュニティハウス

に改める。

別表第 2 の 2 中

横浜市本郷地区センター	横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ
-------------	-----------------

を

横浜市本郷地区センター	横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ
横浜市上永谷駅前コミュニティハウス	横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ

に改める。

別表第 3 横浜市港南区地区センター指定管理者選定委員会の項中「所在する地区センター」の次に「（横浜市上永谷駅前コミュニティハウスを除く。）」を加える。

（横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正）

第 2 条 横浜市地域ケアプラザ条例（平成 3 年 9 月横浜市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

横浜市港南台地域ケアプラザ	を
横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ 横浜市港南台地域ケアプラザ	に改める。

別表第 3 中

「横浜市睦地域ケアプラザ」を  
「横浜市睦地域ケアプラザ  
横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ」  
に改める。

別表第 5 横浜市港南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会の項中「所在するプラザ」の次に「（横浜市上永谷駅前地域ケアプラザを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ 及び横浜市上永谷駅前コミュニ ティハウス指定管理者選定委員会	横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ及び横浜市上永谷 駅前コミュニティハウスの指定管理者の候補者の選定 等についての調査審議に関する事務
--	---

（横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 3 条 横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例の

一部を改正する条例（令和 3 年12月横浜市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち横浜市地域ケアプラザ条例別表第 4 の改正規定中

横浜市西柴地域ケアプラザ	横浜市西柴コミュニティハウス
--------------	----------------

を

横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ	横浜市上永谷駅前コミュニティハウス
横浜市西柴地域ケアプラザ	横浜市西柴コミュニティハウス

に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 1 条中横浜市地区センター条例別表第 3 横浜市港南区地区センター指定管理者選定委員会の項の改正規定、第 2 条中横浜市地域ケアプラザ条例別表第 5 横浜市港南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会の項の改正規定及び同項の次に次のように加える改正規定並びに第 3 条の規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 第 1 条の規定による改正後の横浜市地区センター条例の規定に基づく横浜市上永谷駅前コミュニティハウス及び第 2 条の規定による改正後の横浜市地域ケアプラザ条例の規定に基づく横浜市上永谷駅前地域ケアプラザを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

## 提 案 理 由

横浜市上永谷駅前コミュニティハウス及び横浜市上永谷駅前地域ケアプラザを設置するとともに、一の指定管理者に管理を行わせるため、横浜市地区センター条例等の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市地区センター条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

別表第 1（第 1 条第 2 項、第 5 条第 3 項、第 9 条第 1 項）

## 2 コミュニティハウス

名 称	位 置
(省 略)	
横浜市上大岡コミュニティハウス	横浜市港南区
<u>横浜市上永谷駅前コミュニティハウス</u>	
(省 略)	
(省 略)	

別表第 2 の 2（第 5 条第 2 項、第 7 項及び第 8 項）

地 区 セ ン タ ー	地 域 ケ ア プ ラ ザ
(省 略)	
横浜市本郷地区センター	横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ
<u>横浜市上永谷駅前コミュニティハウス</u>	<u>横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ</u>
(省 略)	

別表第 3（第 5 条第 7 項、第 13 条第 1 項）

名 称	担 任 事 務
(省 略)	
横浜市港南区地区センター指定管理者選定委員会	港南区に所在する地区センター（ <u>横浜市上永谷駅前コミュニティハウスを除く。</u> ）の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務

(省 略)

横浜市地域ケアプラザ条例 (抜粋)

( 上段 改正案 )  
( 下段 現 行 )

別表第 1 (第 1 条第 2 項)

名 称	位 置
(省 略)	
<u>横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ</u>	横浜市港南区
横浜市港南台地域ケアプラザ	
(省 略)	
(省 略)	

別表第 3 (第 2 条第 3 項及び第 4 項)

(省略)

横浜市睦地域ケアプラザ

横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ

(省略)

別表第 5 (第 4 条第 8 項、第 12 条第 1 項)

名 称	担 任 事 務
(省 略)	
横浜市港南区地域ケアプラザ指定 管理者選定委員会	港南区に所在するプラザ <u>(横浜市上永谷駅前地域ケア プラザを除く。)</u> の指定管理者の候補者の選定等につい ての調査審議に関する事務

横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ 及び横浜市上永谷駅前コミュニテ ィハウス指定管理者選定委員会	横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ及び横浜市上永谷駅 前コミュニティハウスの指定管理者の候補者の選定等に ついての調査審議に関する事務
(省 略)	

横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例  
 の一部を改正する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正）

第 2 条 横浜市地域ケアプラザ条例（平成 3 年 9 月横浜市条例第 30  
 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 中

「

横浜市新羽地域ケアプラザ	横浜市新羽コミュニティハウス
--------------	----------------

」

を

「

横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ	横浜市上永谷駅前コミュニティハウス
横浜市西柴地域ケアプラザ	横浜市西柴コミュニティハウス
横浜市新羽地域ケアプラザ	横浜市新羽コミュニティハウス

」

に改める。